自治労　2019年度健康福祉支部要求への回答（平成31年2月26日）

第１の要求については、労使関係条例に従い、円滑な話し合いが行われるよう、今後とも誠意をもって対処してまいりたい。また、その趣旨は各所属にも伝えてまいりたい。

第２の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。なお、（２）の仮眠時間の取扱いについては、仮眠を取った場合であっても、指示があれば電話対応等、即時に業務に従事することが求められており、労働から離れることが保障されていない状態であれば、使用者の指揮命令下に置かれている状態になることから、労働基準法上の労働時間に該当し、「仮眠時間も時間外勤務」となる旨、制度所管課に確認しており、このことは部内各所属にも通知しています。

第３の要求について、人員の配置については、部としても、必要な業務量に見合った適正な配置に努めるとともに、適正な勤務労働条件の確保ができるよう引き続き取り組んでまいりたい。

第３（３）の要求について、保健所の地域保健課については、平成23年度に１名減員する一方で、非常勤職員１名を措置しています。各保健所では、これまでも業務のピーク時には、所属内で応援体制を組むなど、工夫を行い、対応しているところです。今後とも必要な業務量に見合った適正な配置に努めるとともに、適正な勤務労働条件の確保ができるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

第４の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。なお、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」については、管理職等を対象とした研修や会議を通じて周知してまいりたい。

第５の要求について、職員の年度途中退職等に対する代替措置については、平成30年11月20日の府労連秋季年末要求に回答しているとおり、職場の実態を踏まえ、必要に応じて非常勤職員を措置しているところです。なお、産育休の取得に対する代替措置については、非常勤職員での対応を基本としながらも、効率的な業務執行体制を確保しつつ、次世代育成の観点から、職員が安心して育児休業を取得できる環境づくりを行うため、一定の要件を満たす場合には、常勤職員の配置や臨時的任用職員による対応に努めているところです。

第６の要求について、技能労務職については、「技能労務職のあり方に関する基本的な考えについて」を踏まえ、全庁的に対応しているところです。なお、労働条件に係る事項については、協議してまいります。

第７の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。

第８の要求について、非常勤職員の雇用については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。予算につきましては、厳しい財政状況のもと、限られた予算の中ではありますが、必要に応じて措置してまいりたい。

第９の要求について、職員の人事異動や配置については、今後とも適正に努めてまいりたい。

第１０の要求については、全庁的な問題でありますので、関係課に伝えてまいりたい。なお、健康医療部では、平成30年８月に、「職場のハラスメント防止」をテーマとして、健康医療総務課人権研修と併せて部人権研修指導者養成研修を実施したところです。

第１１の要求については、全庁的な問題でありますので、要求の趣旨は関係課に伝えてまいりたい。